国際基督教大学大学院学則

制定　昭和32年4月1日

改正　昭和33年4月1日　昭和38年4月1日　昭和39年4月1日
昭和50年11月1日　昭和51年4月1日　昭和53年4月1日
昭和55年4月1日　昭和56年4月1日　昭和58年4月1日
昭和59年4月1日　昭和60年4月1日　昭和61年4月1日
昭和62年4月1日　昭和63年4月1日　平成元年4月1日
平成2年4月1日　平成3年4月1日　平成4年3月1日
平成5年4月1日　平成6年4月1日　平成7年4月1日
平成8年4月1日　平成9年4月1日　平成10年4月1日
平成11年4月1日　平成12年4月1日　平成13年4月1日
平成14年4月1日　平成15年4月1日　平成16年4月1日
平成17年4月1日　平成18年4月1日　平成19年4月1日
平成20年4月1日　平成21年4月1日　平成22年4月1日
平成23年4月1日　平成24年4月1日　平成25年4月1日
平成26年4月1日　平成27年4月1日　平成28年4月1日
平成29年4月1日　平成30年4月1日　平成31年4月1日

目次

第1章　総則
第2章　収容定員，教育方法等
第3章　大学院の管理・運営組織
第4章　学年，学期および休業日
第5章　入学，専攻の変更，留学，休学，復学，退学，再入学，除籍等
第6章　教育課程
第7章　課程修了の要件等
第8章　学位の授与
第9章　学費
第10章　奨学制度
第11章　他の大学院との交流
第12章　研究生，聴講生および科目等履修生
第13章　学生寮
第14章　賞罰
第15章　施行細則
付則

第１章　　総　則

（根拠）

第１条　国際基督教大学大学院は，本大学学則第３条第２項に基づき，この大学院学則を定める。

（目的）

第２条　本大学院は，本学の目的使命に則り，学部における一般的，並びに専門的教養の

基礎の上に，学術の理論および応用を教授研究し，その深奥を究め，または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い，文化の進展に寄与することを目的とする。

２　前項の目的の達成を図るため，本大学院は本大学学則第１条の２の規定にしたがい本大学院の教育研究活動等の状況について点検および評価を行う。

（課程の種類および修業年限）

第３条　本大学院に博士課程および修士課程をおく。

２　博士課程の標準修業年限は，５年とする。これを前期２年および後期３年の課程に区分する。

３　前項の前期２年の課程は，これを博士前期課程と呼び，修士課程として取り扱うものとする。後期３年の課程を博士後期課程と呼ぶ。

４　修士課程の標準修業年限は，２年とする。

５　本大学院の学生は，標準修業年限の２倍をこえて在学することはできない。

６　修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力またはこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うものとする。

７　博士課程は，専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い，またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（研究科の名称）

第４条　本大学院には，次の研究科をおく。

(1) 教育学研究科

(2) 比較文化研究科

(3) アーツ・サイエンス研究科

（研究科の教育研究上の目的）

第４条の２

第２条の目的を達するために，本大学院の各専攻は，それぞれ次のとおり教育研究上の目的を定める。

(1)　博士前期課程 心理・教育学専攻

教育にかかわる学問諸分野において，人類が平和的かつ創造的な営みのうちに共生するための教育的な諸条件を探求し，国の内外でその実現に向けて指導的な役割を果たす人材を養成する。

(2)　博士前期課程 公共政策・社会研究専攻

公共政策を含む社会科学の研究分野を深く，かつ他の領域との関連も視野に入れながら広く学際的に研究するとともに，国内および国際機関等において，鋭い分析力と構想力を基礎に，柔軟な課題解決能力を発揮しうる指導的な役割を果たす人材を養成する。

(3)　博士前期課程 比較文化専攻

広義の文化の諸現象を，問題指向的な方法に基づき深く比較研究し，リベラルアーツの精神と高度の人文学の訓練とを結合した，未来への先見性と責任感とを備えた指導的な役割を果たす人材を養成する。

(4)　博士前期課程 理学専攻

理学の学問的諸分野および関連分野の専門的訓練と研究を行うと共に，科学全体の文脈の中で専門分野を理解し，更には社会的文脈の中で科学そのものを位置づけることのできる指導的な役割を果たす人材を養成する。

(5)　博士後期課程 アーツ・サイエンス専攻

研究分野について，自立して研究活動を行い，また高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力およびその基盤となる豊かな学識を備えた人材を養成する。

（専攻の名称）

第５条　本大学院の研究科には，次の専攻をおく。

研究科の名称	専攻の名称
アーツ・サイエンス研究科 博士前期課程	心理・教育学専攻 公共政策・社会研究専攻 比較文化専攻 理学専攻

研究科の名称	専攻の名称
アーツ・サイエンス研究科 博士後期課程	アーツ・サイエンス専攻

（教員組織）

第６条　本大学院の教員は，原則として本大学の教授および准教授をもってこれにあてる。ただし，教育研究上支障を生じない場合，教授または准教授に準ずる資格を有する講師または助教をもってこれに代えることがある。

第２章　　収容定員，教育方法等

（収容定員）

第７条 本大学院の収容定員は，次のように定める。

研究科の名称	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻の名称	入学定員	収容定員	専攻の名称	入学定員	収容定員
アーツ・サイエンス研究科	心理・教育学専攻	28	56	アーツ・サイエンス専攻	20	60
	公共政策・社会研究専攻	30	60			
	比較文化専攻	17	34			
	理学専攻	9	18			

（授業および研究指導）

第８条　本大学院の教育は，授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

２　本大学院には，研究科に教育上必要な授業科目を設ける。各授業科目の単位数および

授業日数等については第６章に定める。
３　学生は，課程修了までの研究指導にあたる教員の指定を受けるものとする。
４　本大学院は，教育上有益と認めるときは，学生に他の大学院において必要な授業科目を履修させ，また，他の大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。ただし，博士前期課程の学生については，当該研究指導を受ける期間は１年を超えないものとする。他の大学院との交流に関しては，本学則第 11 章に定める。

第３章　　大学院の管理・運営組織

（大学院部長，大学院副部長，研究科長および専攻主任）

第９条　本大学院には，大学院部長をおき，本大学院の教員をもってこれにあてる。
大学院部長は，学務副学長を補佐し，大学院の学務を統括する。
２　本大学院には，大学院副部長をおくことができる。
大学院副部長は，本大学院の教員をもってこれにあて，大学院部長を補佐する。
第 10 条 研究科には，研究科長をおき，本大学院の教員をもってこれにあてる。研究科長は，大学院部長を補佐して研究科の学務を統括する。大学院部長はこれを兼務することができる。
２　各専攻には，専攻主任をおき，本大学院の当該専攻の教員をもってこれにあてる。専攻主任は，研究科長を補佐して専攻の学務を統括する。

（大学院委員会，専攻委員会および博士後期課程委員会）

第 11 条 本大学院には，大学院委員会，専攻委員会および博士後期課程委員会をおく。
２　大学院委員会は，大学院部長，大学院副部長，研究科長，各専攻主任および本大学院の教員若干名をもって組織し，大学院部長がこれを招集し，その議長となる。なお，学長，副学長は職務上出席することができる。
３　専攻委員会は，博士前期課程の各専攻の教員をもって組織し，専攻主任がこれを招集し，その議長となる。
４　博士後期課程委員会は，博士後期課程の教員をもって組織し，博士後期課程の専攻主任がこれを招集し，その議長となる。
５　第１項にいう委員会の定足数，議事の方法その他については別に定める。

（大学院委員会の審議事項）

第 12 条　大学院委員会は，下記の教育研究に関する事項について学長が決定を行うに当たり，審議し議決するものとする。
(1)　大学院学則・学位規程および諸規程の制定・変更に関する事項
(2)　大学院担当教員の資格審査に関する事項
(3)　学位に関する事項
(4)　学位候補資格認定に関する事項
(5)　授業科目並びに研究指導に関する事項
(6)　学生の入学，専攻の変更，留学，休学，退学，再入学並びに除籍等に関する事項
(7)　学生の賞罰に関する事項
(8)　大学院委員会の運営に関する事項

(9)　その他大学院に関する事項

（専攻委員会および博士後期課程委員会の審議および審査事項）

第 13 条 専攻委員会は，博士前期課程に関する次の各号に掲げる事項を審議し，博士後期課程委員会は，博士後期課程に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 専攻の授業科目並びに研究指導に関する事項

(2) 専攻主任および大学院委員会委員の選出に関する事項

(3) 委員会の運営に関する事項

(4) その他専攻に関する事項

２　専攻委員会は，博士前期課程に関する次の各号に掲げる事項を審査し，博士後期課程委員会は，博士後期課程に関する次の各号に掲げる事項を審査し，いずれもその結果を大学院委員会に提案する。

(1)　大学院担当教員の資格に関する事項

(2)　学位に関する事項

(3)　学位候補資格に関する事項

第４章　　学年・学期および休業日

第 14 条 大学院の学年・学期および休業日については，本大学学則第 23 条より第 25 条までの規定を準用する。

第５章　　入学，専攻の変更，留学，休学，復学，退学，再入学，除籍等

（入学の資格）

第 15 条 本大学院の博士前期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当し，かつ志望する専攻を履修するに適当と認められた者とする。

(1)　学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者

(2)　学校教育法第 104 条第４項の規定により学士の学位を授与された者

(3)　外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

(5)　我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学等において，修業年限が 3 年以上の課程を修了することにより，学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　専修学校の専門課程で（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8)　文部科学大臣の指定した者

(9)　学校教育法第 102 条第２項の規定により大学院に入学した者で，本大学院において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に３年以上在学した者，外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者，外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者，又は，我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院が認めたもの

(11) 本大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22 歳に達したもの

２　本大学院の博士後期課程に入学することのできる者は，次の各号の一に該当し，かつ志望する専攻を履修するに適当と認められた者とする。

(1) 修士の学位または学校教育法第 104 条第１項に規定する文部科学大臣の定める学位（以下専門職学位という）を有する者

(2) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し，修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において，外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し，修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し，修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 本大学院において，個別の入学資格審査により，修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で，24 歳に達した者

３ 本大学院に入学する者は，外国語に関して別に定める条件を満たすものとする。

４ 外国人で本大学院に入学する者の語学力に関する条件については別に定める。

５ 実務の経験を有する者で、高度の専門的知識及び能力を修得させるための所定の科目から構成される特定の教育プログラムを履修する者として本大学院博士前期課程に入学する者は、入学資格に関して、本条第１項に定める条件に加えて別に定める条件を満たすものとする。

（入学願書）

第 16 条 本大学院博士課程に入学を志望する者は，入学願書に，出身大学長または学部長による成績証明書，その他必要と認められる書類に写真ならびに入学検定料を添付して大学院部長に願い出るものとする。

２　本大学院博士後期課程に入学を志望する者は，前項に規定するもののほか，修士の学位論文，またはこれに代わる研究業績を添付するものとする。

（入学者の選考）

第 17 条 入学願書を提出し受理された者について，学力審査（専門分野および語学），面接を行い，その結果と出身大学作成の成績証明書等を総合して選考の上合格者を決定する。ただし，必要に応じてその他の審査を行うことがある。

２　前項の選考の方法，手続，実施の時期等についてはその都度これを決定する。

（国外からの志願）

第 18 条 国外より本大学院に入学を志望する者の志願の手続および選考については，別に定める。

（転入学）

第 19 条 他の大学院に在籍する者が転入学を志望するときは，欠員ある場合に限り，第 16 条および第 17 条によるほか，既に在学した大学院において履修した科目の内容と成績等を考慮し，大学院委員会の審議と議決を経て，学長がこれに入学を許可することがある。

（入学の許可）

第 20 条 入学選考に合格し，所定の期日までに本大学学則第 50 条に定める入学手続を完了した者には入学を許可する。

（入学の時期）

第 21 条 入学の時期は毎学年度の始め，または第 2 学期の始めとする。

（修士入学）

第 22 条 次の各号に掲げる者は，大学院委員会の審議と議決を経て，学長が入学試験の一部を免除することがある。

(1) 本大学院の修士の学位を有する者で他の専攻の博士前期課程に入学を志望する者。

(2) 他の大学院の修士の学位を有する者で本大学院の博士前期課程に入学を志望する者。

（専攻の変更）

第 23 条 本大学院に在学する者が博士前期課程第 1 年次の最終学期以降に，専攻の変更を願い出るときは，大学院委員会において，正当な事由があり，変更が適当と認めた場合，学長がこれを許可することがある。

2 専攻の変更の時期は学年の始めに限るものとする。

第 24 条 第 19 条，第 22 条および第 23 条の規定により，入学あるいは専攻の変更を許可された者の在学すべき期間および履修すべき単位数は，大学院委員会の審議と議決を経て，学長が決定する。

（長期欠席）

第 25 条 長期にわたる欠席については，本大学学則第 53 条の規定を準用する。

（留学）

第 26 条 教育研究上有益と認められる時，学生は一定の期間本大学院の協定または認定する外国の大学の大学院に留学し，授業科目を修得し，または研究指導を受けることができる。この場合学生は，所定の期日までに保証人連署のうえ，留学願を提出し，大学院委員会の審議と議決を経て，学長の許可を得なければならない。

2 留学期間は，大学院委員会の審議と議決を経て，学長が認めた場合，本学則第３条第２項に定める修業年限に算入することができる。

3 留学期間中，外国の大学の大学院において修得した単位は，大学院委員会の審議と議決を経て，博士前期課程の修了要件である選択科目の単位として認める。ただし，大学院委員会が教育上有益と認めたときは，専攻の専門基礎科目または専攻する専修分野の専門教育科目の単位として認めることができる。認定単位数の上限については，第 43 条第２項で定めるところによる。

（休学）

第 27 条 休学については，本大学学則第 55 条および第 56 条の規定を準用する。

（復学）
第 28 条 復学については，本大学学則第 57 条の規定を準用する。
（退学）
第 29 条 病気その他の事由による退学については，本大学学則第 58 条の規定を準用する。
（再入学）
第 30 条 前条の規定によって一度退学した者の再入学については，第 16 条，第 17 条の規定にかかわらず，大学院委員会の議を経て，学長がこれを許可することがある。ただし，退学後５年を越えた場合には，この限りでない。
２　再入学は学期の始めからとし，その学期に先立つ所定の期日までに提出された再入学願について，大学院委員会の審議と議決を経て，学長が決定する。
（除籍）
第 31 条 除籍については，本大学学則第 60 条の規定を準用する。この場合において，同条中「教授会」とあるのは「大学院委員会」，「第 27 条第２項および第 52 条第４項に定める在学年数」とあるのは「博士前期課程で４年，博士後期課程で６年」とよみかえるものとする。

第６章　教　育　課　程

（博士前期課程の授業科目および単位数）
第 32 条 博士前期課程の授業科目を，大学院共通科目，専門基礎科目，専門教育科目，専門研究科目（必修および選択）に分ける。
第 33 条 博士前期課程の各専攻に属する授業科目およびその単位数を別表第１―１から１―４に定める。
（博士後期課程の授業科目および単位数）
第 34 条 博士後期課程の専攻に属する授業科目およびその単位数を別表第２に定める。
第 35 条 本大学院は博士後期課程の学生に教育研究上の必要に応じて博士前期課程の授業科目のうち 15 単位を越えない範囲で授業科目を指定し学生に履修させることができる。
第 36 条 前４条に定める授業科目の単位数の計算の基準については，本大学学則第 41 条の規定を準用する。
（博士課程の研究指導）
第 37 条 大学院の博士課程に在学している者は，それぞれ研究指導を受けるものとする。
２　博士後期課程の研究指導領域については，別表第３に定める。
３　博士前期課程研究指導要綱および博士後期課程研究指導要綱については，別に定める。

第７章　課程修了の要件等

（課程修了の要件）
第 38 条 本大学院の課程修了の要件については，本大学院学則のほか，別に定める本大学学位規程による。

（博士前期課程修了の要件）

第 39 条 博士前期課程修了の要件は２年以上在学し，第 33 条に定める授業科目，合計 30 単位以上を全履修授業科目の成績の平均が 3.00 点以上で修得し，修士候補資格の認定を受け，第８条および第 37 条に定める研究指導を受けた上で修士論文を提出し，かつ本大学院の行う審査および最終試験に合格するものとする。ただし，在学期間に関しては，優れた業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

２　前項の規程にかかわらず，博士前期課程において，主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって，教育研究上の必要があり，かつ特定の時間または時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは，標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。なお本項の規程を適用する対象者については別に定める。

３　第 1 項にいう 30 単位のうち，大学院共通科目は，次に定めるものを最少必修単位とする。

(1)　別表第１に定める大学院共通科目群のうち，１科目２単位。

４　第１項にいう 30 単位のうち，専門基礎科目については，次に定めるものを最少必修単位とする。

(1)　別表第１に定める専攻の専門基礎科目から２科目４単位。

５　第１項にいう 30 単位のうち，専門教育科目については，次に定めるものを最少必修単位とする。

(1)　別表第１に定める専門教育科目のうち，専攻する専修分野の４科目８単位。

６　第１項にいう 30 単位のうち，専門研究科目については，次に定めるものを最少必修単位とする。

(1)　別表第１に定める専攻の専門研究科目から３科目６単位。

７　前項以外の授業科目については，次に定めるものを選択科目として修得するものとする。

(1)　別表第１に定める大学院の科目群のうち，専攻の専門基礎科目，専門教育科目または専門研究科目から３科目６単位以上。

(2)　別表第１に定める大学院の科目群のうち，前項で修得した科目を除き，２科目４単位以上。

（博士課程修了の要件）

第 40 条 博士課程修了の要件は，原則として大学院に５年（修士課程に２年以上在籍し，当該課程を修了した者にあっては当該課程における２年の在学期間を含む）以上在学し，第 34 条に定める授業科目，合計６単位を修得し，必要に応じて指定された授業科目の単位を修得し，第 37 条に定める研究指導を受け，博士候補資格試験に合格し，博士論文を提出し，かつ本大学院の行う審査および最終試験に合格するものとする。

２　在学期間に関しては，とくに優れた研究業績を上げた者については大学院に３年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては当該課程における２年の在学期間を含む）以上在学すれば在学期間の要件をみたしたものとする。

３　大学院設置基準第 16 条第１項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については，第１項中「５年（修士課程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む）」とあるのは「修士課程における在学期間に３年を加えた期間」と，また前項中「３年（修士課

程に２年以上在学し，当該課程を修了した者にあっては，当該課程における２年の在学期間を含む）」とあるのは「３年（修士課程における在学期間を含む）」とよみかえて，第１項および前項の規定を適用する。

４　本学則第 15 条第２項の（3）の資格により，本学博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件にかかる在学年数については，大学院に３年以上在学するものとする。ただし，とくに優れた研究業績を上げた者については，大学院に１年以上在学すれば足りるものとする。

５　博士論文は，博士候補資格試験に合格した後，５年以内に提出するものとする。

（授業科目の登録・履修）

第 41 条 授業科目の登録に関しては本大学学則第 40 条の規定を準用する。ただし，「学部長」とあるのは「専攻主任および大学院部長」とよみかえるものとする。

第 42 条 本大学院に在学する者は，授業科目の履修，研究主題の決定，学位論文の作成等について，研究指導にあたる教員の指導に従わなければならない。

第 43 条 本大学院に在学する者は，研究指導にあたる教員，および専攻主任の許可を得て，次の各号の一に該当する授業科目を，選択科目として履修することができる。

（1） 本大学院の認定する教養学部の授業科目。

（2） 大学院委員会の認定する他の大学院の授業科目。

２　前項の規定により修得する単位のうち，博士前期課程の修了要件である単位数に参入できるものは，第 26 条第３項で規定するものと合わせ 10 単位までとする。

第 43 条の２　大学院委員会の審議と議決を経て，学長が教育上有益と認めたときは，学生が本大学院に入学する以前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を，本大学院に入学した後に本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなし博士前期課程の修了要件である単位数に算入できるものは，前条に定めるものとは別に 10 単位までとする。

第 44 条　研究指導にあたる教員が必要と認める場合においては，その学生に特定の授業科目の履修を指示することができる。ただし第 43 条に定める科目の他は，課程修了要件の単位数には算入できないものとする。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第 45 条　中学校教諭および高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許教科に係る中学校教諭および高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは，教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２　本学の大学院の研究科において当該所要資格を取得できる中学校教諭および高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は，次の表に掲げるとおりとする。

			取得できる免許状の種類	
大学院	研究科	専攻	中学校教諭専修免許状	高等学校教諭専修免許状
	アーツ・サイエンス研究科	心理・教育学専攻	英語・国語・数学・理科・社会・宗教	英語・国語・数学・理科・地理歴史・公民・宗教

		公共政策・社会研究専攻	社会	地理歴史・公民
		比較文化専攻	国語・社会・宗教	国語・地理歴史・公民・宗教
		理学専攻	理科・数学	理科・数学

（履修科目の認定および評点）

第 46 条 本大学院において履修した授業科目の単位の認定は，本大学学則第 42 条の規定を準用する。

２　履修科目の単位の認定は毎学期末に行う。

３　必要に応じくりあげ試験および追試験を行うことがある。

第 47 条 本大学院において履修した授業科目の評点は，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅをもって示し，Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄを合格とし，Ｅを不合格とする。平均の算出が必要な場合は，それぞれ４，３，２，１，０に換算する。

（学位候補資格の認定）

第 48 条 本大学院に修士または博士の学位論文を提出しようとする者は，あらかじめ大学院部長に学位候補資格の申請をし，大学院委員会の審議と議決を経て，学長の認定を受けなければならない。

２　修士の学位候補の資格は，本大学院博士前期課程に標準として１年以上在学し，18 単位以上を修得し，かつ全履修授業科目の成績の平均点が 3.00 以上のものについて認定する。

３　博士の学位候補の資格は，本学博士後期課程に標準として１年以上在学し，指定された授業科目があるときはその単位を修得し，かつ全履修授業科目の成績の平均点が 3.00 以上であって，別に定める博士候補資格試験に合格したものについて認定する。

４　修士の学位候補の資格が認定された者は，所定の期日までに研究指導にあたる教員の承認を受けて論文題目を決定し，当該専攻主任に届け出るものとする。この場合において，学生は修士候補資格取得後学位論文作成について，別に定める研究指導要綱に基づき，研究指導を受けるものとする。

５　博士の学位候補の資格が認定された者は，所定の期日までに研究指導にあたる教員の承認を受けて論文題目を決定し，研究要旨を記載した学位論文計画書を当該専攻主任および大学院部長に届け出るものとする。この場合において，学生は博士候補資格取得後学位論文作成について，別に定める研究指導要綱に基づき，研究指導を受けるものとする。

６　学位論文計画書の審査は，大学院委員会の議を経て大学院部長が委嘱する審査委員会が行い，その審査結果は，大学院委員会の審議と議決を経て，学長の承認を受けるものとする。

７　学長の承認は学位論文計画書が提出されてから３ヵ月以内に行うものとする。

（学位論文の提出）

第 49 条　学位論文は本大学学位規程第６条および第７条に従い所定の期日までに大学院部長に提出しなければならない。

（学位論文の審査および最終試験）

第 50 条 学位論文の審査および最終試験は本大学学位規程第 10 条，第 12 条，第 14 条，第 15 条，第 16 条により行うものとする。

（学位論文審査および最終試験の評価）

第 51 条 学位論文の審査および最終試験の評価は本大学学位規程第 18 条の定めるところによる。

第８章　　学位の授与

（学位の種類および専攻分野の名称）

第 52 条 本大学院が授与する学位の種類および付記すべき専攻分野の名称は次のとおりとする。

研究科の名称	博士前期課程	博士後期課程
アーツ・サイエンス研究科	修士（教育学）	博士（学術）
	修士（行政学） 修士（国際関係学） 修士（社会文化分析） 修士（メディアと言語） 修士（公共経済学） 修士（平和研究）	
	修士（比較文化）	
	修士（理学）	

２　前項の学位にはすべて「国際基督教大学」と付記する。

（学位の授与）

第 53 条 本大学院に所定の年限を在学し，所定の単位を修得し，学位候補資格の認定をうけ，かつ必要な研究指導を受け，学位論文の審査（最終試験を含む）に合格した者には，別に定める本大学学位規程にしたがって学位を授与する。

第 54 条 前条に定めるもののほか，博士の学位は，本大学学位規程にしたがって，本大学院に博士論文を提出し，本大学院の行う博士論文の審査に合格し，かつ博士課程を修了した者と同等以上の学識を有することが認定された者に授与することができる。

第９章　　学　　費

（入学検定料，入学金，授業料，施設費等）

第 55 条 入学検定料，入学金，授業料，施設費等の学費その他については，本大学学則第 68 条から第 79 条までの規定を準用する。この場合において，第 70 条中「３年以内」とあるのは「５年以内」とよみかえ，第 77 条中「本則第 54 条」とあるのは「大学院学則第 26 条」とよみかえるものとする。

２　前項の規定にかかわらず，本大学院の学生（研究生を含む）の授業料および施設費は別表第４に定める。

３　第１項の規定にかかわらず，理学専攻の学生には本大学学則第 75 条の規定は準用し

ない。
4　学費の減免措置については別に定める。
第 56 条 第 54 条による博士学位論文の審査手数料については，別表第５に定める。

第 10 章　奨　学　制　度

（奨学制度）
第 57 条 本大学院の学生に対する奨学制度については，本大学学則第 86 条により別に定める。

第 11 章　他の大学院との交流

（他の大学院との交流）
第 58 条 本大学院は，教育研究上有益と認めるときは，他の大学院との協定に基づき，その大学院（以下「交流協定校」という）との間に学生を交流し，学生に必要な授業科目を履修させ，または，研究指導を受けさせることができる。
2　交流協定校の認定，学生の履修した授業科目の単位の認定，その他交流に関する重要事項については，大学院委員会，専攻委員会または博士後期課程委員会の審議と議決を経て，学長が決定する。
3　他の大学院との交流に関し，実施上必要とされる具体的措置については，別に定める。
（特別交流学生）
第 59 条 本大学院は，前条の交流協定校の大学院学生が，所定の手続を経て本大学院において特定の授業科目の履修，または研究指導を受けることを志願したときは，その学生を特別交流学生として，特定の授業科目の履修，または研究指導を受けることを認めることができる。
2　特別交流学生に関し必要な細則は別に定める。
（履修科目の単位の認定）
第 60 条 本大学院学生が交流協定校において履修した授業科目の単位のうち，課程修了の要件である単位数に算入できるものは本学則第 43 条第２項に定めるところによる。

第 12 章　研究生，聴講生および科目等履修生

第 61 条 本大学院または他の大学院において修士の学位を取得した者，またはこれに準ずる学力を有する者が，本大学院の研究科において特定の授業科目を履修し，または研究指導を受けることを志望する場合においては，本大学院の教育研究に支障のない限り，所定の手続に従い大学院委員会の審議と議決を経て，学長が研究生として入学を許可することがある。
2　研究生として在学しうる期間は１ヶ年とする。ただしひき続き在学することを志望する場合，特別の理由があるときは学長が大学院委員会の審議と議決を経て，１年を限度として期間の更新を許可することがある。
3　研究生が履修した科目については，履修証明書を発行する。
4　研究生は本大学院学生に関する諸規程を守らなければならない。
第 62 条 本大学院の研究科において特定の授業科目を聴講することを志望する者がある場

合においては，本大学院の教育研究に支障のない限り，聴講生として聴講を許可することがある。

2　聴講生は学期毎に当該科目担当教員および専攻主任の同意を得て大学院部長が許可する。

3　単位の修得を目的として本大学院において特定の授業科目の履修を志望する者があるときは，正規課程の学生の教育研究に支障をきたさない範囲において，科目等履修生として履修を許可することがある。

4　聴講生および科目等履修生の取扱いと手続きについては別に定める。

第 13 章　学　生　寮

（学生寮）

第 63 条 本大学院に学生寮をおく。

2　学生寮の規程は別に定める。

第 14 章　賞　罰

（賞罰）

第 64 条 賞罰については，本大学学則第 82 条から第 85 条までの規定を準用する。ただし，第 83 条中「教授会」とあるのは「大学院委員会」とよみかえるものとする。

第 15 章　施　行　細　則

（施行細則）

第 65 条 この大学院学則の施行に関して必要な細則は，大学院委員会，専攻委員会または博士後期課程委員会の議を経て，学長が別に定める。

付　則

（施行の時期）

1 この学則は昭和 32 年 4 月 1 日より之を施行する。

2 この学則は昭和 33 年 4 月 1 日より施行する。

3 この学則は昭和 38 年 4 月 1 日より施行する。

4 この学則は昭和 39 年 4 月 1 日より施行する。

5 この学則は昭和 50 年 11 月 1 日より施行する。

6 この改正学則は，昭和 51 年 4 月 1 日より施行する。

7 この改正学則は，昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

8 この改正学則は，昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

9 この改正学則は，昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

10 この改正学則は，昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

11 この改正学則は，昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

12 この改正学則は，昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

13 この改正学則は，昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

14 この改正学則は，昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。ただし，施行日の前日において，

教育学研究科教育方法学専攻の学生で理科教育法を専修している者に，この大学院学則第７条，第 40 条，第 48 条，別表第１および別表第４－１を適用する場合については，なお従前の例による。

（理学研究科学年進行中の学生定員）

15 理学研究科学年進行中における教育学研究科教育方法学専攻および理学研究科基礎理学専攻の学生定員は，本学則第７条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

専攻	理学研究科開設年度		第２年度		第３年度以降	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
教育学研究科教育方法学専攻 博士前期課程	24	58	24	48	24	48
教育学研究科教育方法学専攻　博士後期課程	8	32	8	28	8	24
理学研究科基礎理学専攻 修士課程	10	10	10	20	10	20

16 この改正学則は，昭和 63 年４月１日から施行する。

17 この改正学則は，平成元年４月１日から施行する。

18 この改正学則は，平成２年４月１日から施行する。

19 この改正学則は，平成３年４月１日から施行する。

20 この改正学則は，平成４年３月１日から施行する。

21 この改正学則は，平成５年４月１日から施行する。

22 この改正学則は，平成６年４月１日から施行する。

23 この改正学則は，平成７年４月１日から施行する。

24 この改正学則は，平成８年４月１日から施行する。

25 この改正学則は，平成９年４月１日から施行する。

26 この改正学則は，平成 10 年４月１日から施行する。

27 この改正学則は，平成 11 年４月１日から施行する。

28 この改正学則は，平成 12 年４月１日から施行する。

29 この改正学則は，平成 13 年４月１日から施行する。

ただし，第 42 条第３項第２号，同条第４項第２号，第 52 条第２項については平成 13 年度入学生から適用する。

30 この改正学則は，平成 14 年４月１日から施行する。

ただし，第 42 条第２項第２号については平成 14 年度入学生から適用する。

31 この改正学則は，平成 15 年４月１日から施行する。

32 この改正学則は，平成 16 年４月１日から施行する。

33 この改正学則は，平成 17 年４月１日から施行する。

ただし，第 42 条第２項第２号及び第 46 条第２項については平成 15 年度入学生から適用する。

34 この改正学則は，平成 18 年４月１日から施行する。

ただし，第 42 条第２項第４号，第３項第２号及び第４号，第４項第２号及び第４号は平成 17 年度入学生から適用する。

35 この改正学則は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
ただし，第 42 条第２項第２号及び第 56 条については平成 19 年度入学生から適用する。
36 この改正学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
ただし，第 41 条第２項第２号及び第 55 条については平成 19 年度入学生から適用する。
37 この改正学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
38 この改正学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
39 第４条の教育学研究科，行政学研究科，比較文化研究科および理学研究科は，平成 22 年度より学生募集を停止する。
40 この学則は，平成 22 年 4 月 1 日以降の入学者から適用し，平成 21 年度以前の入学者については，従前の例による。
41 平成 22 年 3 月 31 日現在，教育学研究科，行政学研究科，比較文化研究科および理学研究科に在学中の学生に係る，改正後の別表第１から別表第３の適用について必要な経過措置は，別に定める。
42 この学則による改正後の別表第４（大学院授業料および施設費）は，平成 22 年 4 月 1 日以降の者から適用し，平成 21 年度以前の入学者については，従前の例による。
43 この改正学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
44 この改正学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
ただし，第 45 条第２項及び第 52 条については平成 24 年度入学者から適用する。
45 この改正学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
46 この改正学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
47 この改正学則は，平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
48 この改正学則は，平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
49 この改正学則は，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
50 この改正学則は，平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
51 この改正学則は，平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1-1～別表第3　略

別表第4　大学院授業料および施設費

博士前期課程

	年　　度	金　　額
大学院授業料	平　成　31　年　度	906,000円
	平　成　32　年　度	906,000円
施設費 心理・教育学専攻 公共政策・社会研究専攻 比較文化専攻	平　成　31　年　度	333,000円
	平　成　32　年　度	345,000円
施設費 理学専攻	平　成　31　年　度	447,000円
	平　成　32　年　度	459,000円

博士後期課程

	年　　度	金　　額
大学院授業料	平　成　31　年　度	420,000円
	平　成　32　年　度	420,000円
	平　成　33　年　度	420,000円
施設費	平　成　31　年　度	333,000円
	平　成　32　年　度	345,000円
	平　成　33　年　度	345,000円

別表第5　大学院論文博士論文審査料

1.　学外からの申請者	300,000円
2.　本学の専任教職員	150,000円
3.　本学大学院博士後期課程において3年以上在学し，所定の研究指導を受けて退学した者	150,000円